

# 中部電力株式会社浜岡原子力発電所原子炉施設

## 保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2205251 号

令和 4 年 5 月 2 5 日

原子力規制庁

### I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 2 月 9 日付け本原原発第 3 2 号（令和 4 年 5 月 1 1 日付け本原原発第 5 号をもって一部補正）をもって、中部電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

### II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

#### 1. 組織改定に伴う変更

組織改定に伴い、以下に示す保安に関する組織を変更することから、関連する保安規定条文である第 1 編第 4 条、第 1 編第 5 条、第 2 編第 4 条、第 2 編第 5 条等を変更する。

- ・総括・品質保証部、運営基盤部及びエンジニアリング部を新設
- ・保守部の保全関係組織を統合
- ・廃棄物管理課を廃止措置部から発電部へ移管
- ・プラント管理課が所管する化学管理業務を発電部の運転管理課へ移管
- ・発電部に施設保安課を新設

#### 2. 記載の適正化

保安規定条文である第 1 編第 5 条及び第 2 編第 5 条の保安に関する職務並びに第 1 編

第100条の放射線計測器類の管理に関して、記載を適正化する。

### Ⅲ. 審査の内容

#### 1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 組織改定等に伴う変更内容が、申請者から令和2年4月1日付けで提出された浜岡原子力発電所原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する第4条第1項に基づく届出書（1号炉、2号炉、3号炉、4号炉及び5号炉）に記載された発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること。

#### 2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかを確認するため、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112715号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））（以下、これらを総称して「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる項及び号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条各項及び各号を表している。

- (1) 第1項第3号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織）及び第3項第4号（廃止措置を行う者の職務及び組織）関係

第1項第3号及び第3項第4号について、保安規定審査基準は、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第1項第3号及び第3項第4号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 総括・品質保証部を新設する組織改定に伴い、安全品質保証部の品質保証グループ長及び検査管理課長並びに危機管理部の総括管理課長の保安に関する職務を総括・品質保証部の品質保証グループ長、検査管理課長及び総括管理課長の職務として定めるものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこ

と。

- ② 運営基盤部を新設する組織改定に伴い、危機管理部の防災課長及び核物質防護課長並びにプラント運営部の放射線管理課長及びシステム管理グループ長の保安に関する職務を運営基盤部の防災課長、核物質防護課長、放射線管理課長及びデジタル技術課長の職務として定めるものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと。
- ③ エンジニアリング部を新設する組織改定に伴い、以下のとおり組織改定前の各職位の保安に関する職務をエンジニアリング部の各職位の職務として定めるものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと。
  - ・安全品質保証部原子力安全グループ長の原子力安全の総括に関する職務、プラント運営部プラント管理課長のプラント技術の総括に関する職務及び保守部保守管理課長の原子炉施設の施設管理の総括に関する職務をエンジニアリング部安全・系統管理課長の職務として定めるものであること。
  - ・保守部各課長及びグループ長の火災、溢水、自然現象に対する防護設計に関する職務並びに保守部設備保全課長の高経年化技術評価の総括に関する職務をエンジニアリング部共通設計課長の職務として定めるものであること。
  - ・保守部各課長及びグループ長の設計管理及び調達管理に関する職務をエンジニアリング部設計調達課長の職務として定めるものであること。
  - ・プラント運営部原子燃料課長の保安に関する職務をエンジニアリング部原子燃料課長の職務として定めるものであること。
- ④ 保守部の保全関係組織を統合する組織改定に伴い、以下のとおり組織改定前の各職位の保安に関する職務を組織改定後の各職位の職務として定めるものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと。
  - ・設備保全課長の保全の総括に関する職務を保守管理課長の職務として定めるものであること。
  - ・保守部各課長及びグループ長の保全の実施及び保全の結果の確認・評価に関する職務を機械保守課長及び電気保守課長の職務として定めるものであること。
- ⑤ 廃棄物管理課を廃止措置部から発電部へ移管する組織改定に伴い、以下のとおり組織改定前の各職位の保安に関する職務を組織改定後の各職位の職務として加えるものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと。
  - ・廃止措置部の廃棄物管理課長の廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する職務を発電部の発電指令課長の職務として加えるものであること。
  - ・プラント運営部のプラント管理課長の放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の管理に関する職務を発電部の廃棄物管理課長の職務として加えるものであること。
- ⑥ プラント運営部のプラント管理課長の化学管理に関する職務を発電部の運転管理課長の職務として加えるものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと。

⑦ 発電部に施設保安課を新設する組織改定に伴い、発電部の運転管理課長の発電の運営に関する職務並びに発電部の定検保安課長の定検作業における発電の運営及び工程管理に関する職務を発電部の施設保安課長の職務として定めるものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと。

### 3. 記載の適正化

規制庁は、記載を適正化した箇所について、適正に変更されていることを確認した。